

青森県報

第五百四十五号

令和四年
十二月五日
(月曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の指定の辞退……………(同) ……一
- 児童福祉法による障害児入所施設の指定の辞退……………(同) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……三
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 除雪グラレーダの購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三

告 示

青森県告示第六百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
有限会社和心	黒石市大字中川字富田一〇の二	生活介護	デイサービス スゆうじょ	黒石市大字東野添字長坂道北一五二の七	令和四年 四・三・一

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人抱民舎	弘前市大字高屋字安田七三五の三	同行援護	であいの家 あうん	弘前市大字高屋字安田七三五の三	令和四年 四・三・一五
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐字石田一二一の一	共同生活援助	シェアハウス スらぼーる 石渡	弘前市大字石渡四丁目一三の七	五・一・三二
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐字石田一二一の一	短期入所	シェアハウス スらぼーる 石渡	弘前市大字石渡四丁目一三の七	〃

青森県告示第六百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号)第四十七条の規定により、次の指定障害者支援施設がその指定を辞退したため、同法第五十一条第三号の規定により公示する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	障害者支援施設もみじ学園
設 置 の 場 所	黒石市大字南中野字上平五の三
指 定 辞 退 年 月 日	令和 五・三・三

青森県告示第六百四十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の十四の規定により、次の障害児入所施設がその指定を辞退したため、同法第二十四条の十八第二号の規定により公示する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	障害児入所施設もみじ学園
設 置 の 場 所	黒石市大字南中野字上平五の三
指 定 辞 退 年 月 日	令和 五・三・三

青森県告示第六百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年一月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道 路 類	路 線 名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
			前	後				
1	県 道	岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林一六二林班り 小班まで	中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林一六二林班い 二小班から 中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林一六二林班へ 小班まで	七・三〇〇メートルから 七・三〇〇メートルまで	三・八三・一〇メートル		
2	県 道	岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林一六二林班り 小班まで	中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林一六二林班い 二小班から 中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林一六二林班へ 小班まで	五・三〇〇メートルから 五・三〇〇メートルまで	三・八三・一〇メートル		

青森県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年一月四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林 一六二林班い二小班から 中津軽郡西目屋村大字川原平字安門沢国有林 一六二林班ち一小班まで	令和四・三・五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東青森駅構内商業施設

青森市大字田屋敷字増田一六の二外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三 の八 代表取締役 眞貝康一	日本貨物鉄道株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三 の八 代表取締役 犬飼新	令和 四・六・四

- 三 届出年月日
令和四年十月二十七日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和四年十二月五日から令和五年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和五年四月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

除雪グラレーダの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号) 第六十七条の六の規定により公告する。

令和四年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品(以下「調達物品」という。)の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の適用を受ける。

除雪グレーダ(四・〇メートル級) 一台

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

令和六年三月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の

一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知

事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和四年十二月二十六日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

七 入開札の日時及び場所

1 日時

令和五年一月二十日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

- 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書（ただし、第四条第八項及び第六条（B）を除く。）を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Snow Removal Grader
(Grader Length: 4.0 Meters-Class)

2 Time limit for tender:

20 January, 2023

(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact Point for the notice:

Accounts Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9099

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円